平成２５年（フ）第５０７号
大阪市平野区長吉長原４丁目７番21号　ＲＩＯＲＡ長原３Ｅ、前住所大阪府守口市東光町２丁目１番15号
債務者　安田　信幸
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１号
岩手県北上市堤ケ丘２丁目４番11号
債務者　來内　　茂
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３号
山口県岩国市牛野谷町１丁目22番32号
債務者　渡邊　美和
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２８号
愛知県豊明市新栄町７丁目458番地　メゾン花みずき206号
債務者　大千商事こと　山田　義夫
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５８号
名古屋市西区枇杷島４丁目２番22号
債務者　村瀬　春子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１３３号
神戸市須磨区平田町１丁目５番７―306号
債務者　坂根　多恵
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４７号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地　２号棟506号、従前の住所神戸市須磨区若草町３丁目３番地の７　ベルファミーユ若草101号
債務者　菅原　豊一
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４８号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地　２号棟506号、従前の住所神戸市須磨区若草町３丁目３番地の７　ベルファミーユ若草101号
債務者　菅原　亜紀
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１号
兵庫県丹波市春日町野村1999―７　ケアホーム　ホープ、住民票上の住所兵庫県西宮市中屋町４番７号
債務者　野島　藤夫
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　30号棟408号室
債務者　伊藤　和也
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０号
神奈川県逗子市山の根３丁目11番１号
債務者　大河内香里（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第９号
青森県八戸市小中野６丁目18番13号　秋山アパート１
債務者　高嶋　京子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
北海道帯広市西十五条南17丁目２番地48　道営住宅緑ヶ丘団地１―325
債務者　岸田　秀章
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
北海道帯広市西十五条南17丁目２番地48　道営住宅緑ヶ丘団地１―325
債務者　岸田　優子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１４３７号
東京都東村山市久米川町４丁目29番地31
債務者　渡辺　隆行
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７６４号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目29番17号　プリムローズ茅ヶ崎202号室
債務者　白井　忠宏
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２号
横浜市戸塚区上矢部町139番地　ＲＸ戸塚405号
債務者　鶴田加那子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部